

雑誌掲載論文の倫理審査ガイドライン(内規)

本ガイドラインは、倫理委員会および編集委員会と協議の上、EHPM および日本衛生学雑誌への投稿論文の審査にあたって倫理的に妥当な研究であるか否かを判断するための指針を定めたものである。編集委員・倫理委員はヒトを対象とする研究、動物実験を主とする研究等について、下記ガイドラインに添って審査いただくようお願いしたい。なお、この内規は、倫理審査委員と編集委員が審査に当たって参考にする目的で制定されたが、投稿の際の参考資料として、会員の方々にも公開する。

1. 総説・論壇および公表資料を利用した原著・資料については、審査の必要はない。ただし、公表資料の利用にあたっては、出典を明記する他、必要に応じて著作者の許可を得ることとする。
2. 動物実験を主とする研究については、研究者の属する機関の該当する委員会の承認を得ていることが明記されていることを確認する。承認のない場合は、その理由および実験動物の適正な取扱いについて記述されていることを確認する。
3. ヒトを対象とする研究については、適切な倫理審査を受け、承認されたものであることが明記されていることを確認する。(研究者の所属する機関に倫理審査委員会に該当する組織がない場合は、外部の倫理審査委員会の倫理審査を受けることが望ましい。)

明記されていない場合は、その理由を確認して、下記の場合は掲載可とする。

- 1) 国外での研究で、研究内容がヘルシンキ宣言に添っており、国の定める倫理指針と大きな矛盾がないことが認められる記述がされていること。
 - 2) 国の倫理指針が定められる以前の研究であり、ヘルシンキ宣言に添っていることが認められる記述がされていること。
 - 3) 倫理審査を受けることができない理由が明確で、国の倫理指針に添った研究であることが認められる記述がされていること。
4. 研究費についての記載の有無を確認する。記載がなく、研究内容が特定の集団の利害と関連している場合は、記載することを論文掲載の条件とする。

以上

2006年1月7日(理事会決定)